山形市中央卸売市場	平成22年４月に地方卸売市場への転換を図る。

」に、「

横浜市中央卸売市場南部市場	青果部について、平成26年度末までに横浜市中央卸売市場本場と統合し、廃止する。

」を「

横浜市中央卸売市場南部市場	青果部について、平成26年度末までに横浜市中央卸売市場本場と統合し、廃止する。
高松市中央卸売市場	花き部について、平成27年４月に地方卸売市場への転換を図る。

」に改める。

別添３の表施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場の項中「千葉市中央卸売市場」を削り、同表必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場の項中「福島市中央卸売市場」及び「船橋市中央卸売市場」を削る。

中国地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、中国地方整備局及び同局太田川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日　　中国地方整備局長　栗田　悟

1　河川の名称、河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の種類又は名称	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
小瀬川水系小瀬川	左岸堤防	大竹市木野一丁目四百八十番六地先から大竹市木野二丁目三百八十番地先まで	氏名　道路管理者 広島県知事　湯﨑　英彦 住所　広島県広島市中区基町十番五号
小瀬川水系小瀬川	左岸堤防	大竹市木野一丁目六百十六番三地先から大竹市木野二丁目四百八番地先まで	氏名　道路管理者 大竹市長　入山　欣郎 住所　広島県大竹市小方二丁目十一番一号

2　管理の内容

(1)　道路事用施設（路面（路縁までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2)　路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3)　原則として道路事用施設に係る災害復旧

3　管理の期間　平成二十六年三月三十一日から道路の存続する日まで

公　告

諸　事　項

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年４月 11 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成26年３月17日

2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　仲俣　一朗　一級建築士　第44380号

3　処分の内容　戒告

4　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、一級建築士事務所仲俣建築設計事務所（東京都知事登録第5406号）に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年４月 11 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成26年３月17日

2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　松井　芳雄　一級建築士　第282534号

3　処分の内容　戒告

4　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、一級建築士事務所株式会社シード・スペース・デザイン（東京都知事登録第52772号）に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年４月 11 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成26年３月17日

2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　戸田　修司　一級建築士　第141919号

3　処分の内容　戒告

4　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、出雲建設工業株式会社一級建築士事務所（東京都知事登録第44226号）に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年４月 11 日

関東地方整備局長　深澤　淳志